

茨城県報

号外(5)

昭和45年10月12日

月曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目次

公 告

●危険物取扱主任者試験について(消防々災課) ページ 1

公 告

●危険物取扱主任者試験について

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3の規定に基づく昭和45年度危険物取扱主任者試験を次により行なう。

昭和45年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1. 試験の種類

乙 種 第 4 類 危険物取扱主任者試験

2. 試験の日時および場所

日 時 昭和45年11月15日(日)

試 験 種 別	時 間
乙 種 第 4 類	10.00—12.00

場 所	水戸市三の丸	水戸市立第二中学校
	日立市若葉町	県立日立第一高等学校
	下館市岡芹八丁	下 館 中 学 校
	土浦市殿里町	県立土浦工業高等学校

(うえのいずれかの希望で受験することができる。ただし、受験願書受理後
の変更は認めない)

3. 受 験 資 格

6 カ月以上乙種第 4 類の危険物取扱いの実務経験を有する者

4. 受験願書の受付期間

昭和45年10月12日(月)から10月27日(火)まで。

5. 試 験 科 目

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する必要な基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する概論
- イ 第 4 類の危険物に共通する特性
- ウ 第 4 類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
- エ 第 4 類の危険物の品名ごとの一般性質
- オ 第 4 類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

6. 試 験 の 方 法

筆記試験(択一式)

7. 受験科目の免除

- (1) 1 種類以上の乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けている者で、乙種第 4 類の危険物取扱主任者試験を受けようとする者は 5 の試験科目のうち(1)および(3)を免除する。

8. 受 験 手 続

(1) 受験するときの提出書類

ア 受験願書

イ 事業主の実務経験証明書(願書の表にある実務経験証明がなされていること。)

ウ 7の(1)により受験科目が免除される者にあつては、その免状の写(願書の表面に記載し、受付者に免状を提示して確認をうけること。なお、試験当日その免状を持参すること)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦6cm、横4.5cmで願書提出前6カ月以内に撮影したものを受験願書にちよう付すること。)

(2) 受験手数料

受験手数料(500円)は茨城県収入証紙を受験願書の手数料欄(消印しないこと)にちよう付すること。

なお、この手数料は申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(3) 受験願書の提出

試験を受けようとする者は、受験願書、実務経験証明書、受験票、合格通知書等、提出書類に定められた事項を楷書ではつきりと記入し、茨城県総務部消防防災課に提出すること。

(郵送の場合は、10月27日の消印のあるものまで有効とする)

なお、受験願書が受理されたものについては、11月12日までに受験票を送付するから、それまでに届かない場合は必らず消防防災課へ電話(0292-21-8111)で連絡すること。

9. 合格者の決定および発表

(1) 決 定 方 法

試験は、各科目の成績を総合して一定の合格点に達したものを合格者に決定する。ただし、各試験科目の(1)、(2)及び(3)のうち、いずれかにおいて一定の水準点に達しない者は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格とする。

(2) 発 表

昭和45年11月24日茨城県総務部消防防災課において掲示し、合格者には文書で通知する。

10. そ の 他

(1) 受験願書等の用紙は、消防防災課、消防本部、町村役場に請求すること。なお、書類を郵送で請求する場合は、あて先を明記し郵便切手15円をちよう付した返信用封筒を同封すること。

◎ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◎

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和45年4月1日から送料とも1ヵ月300円であります。

ただし、号外等で特に増ページをした場合は、この分の実費を申し受けることがあります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所